

## 令和3年度ダイオキシン類の調査結果について (鹿児島市による測定)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和3年度に鹿児島市が実施した、ダイオキシン類に係る大気、水質、底質及び土壌の常時監視結果並びに廃棄物焼却炉等への排出基準監視結果は次のとおりである。

### 1 環境の常時監視（環境中の環境基準の達成状況を確認するためのもの）

#### (1) 大気

① 調査地点 一般環境2地点、発生源周辺2地点

② 調査時期 年4回（4月、7月、10月、1月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $0.6 \text{ pg}^{\text{注1}}\text{-TEQ}^{\text{注2}}/\text{m}^3$ 以下）を達成していた。

#### (2) 水質

① 調査地点 河川水質3地点、地下水質4地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $1 \text{ pg-TEQ/L}$ 以下）を達成していた。

#### (3) 底質

① 調査地点 河川底質3地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $150 \text{ pg-TEQ/g}$ 以下）を達成していた。

#### (4) 土壌

① 調査地点 一般環境4地点、発生源周辺2地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $1000 \text{ pg-TEQ/g}$ 以下）を達成していた。

### 2 廃棄物焼却炉等への立入検査（特定施設に係る排出基準の適合状況を確認するためのもの）

#### (1) 大気基準適用施設

① 監視事業所数 15事業所の15施設

② 監視時期 年1回（7月～12月）

③ 監視結果

全ての事業所の施設で、適用される排出基準に適合していた。

#### (2) 水質基準適用事業場

① 監視事業所数 1事業所

② 監視時期 年1回（10月）

③ 監視結果

当該事業所に適用される排出基準（ $10 \text{ pg-TEQ/L}$ 以下）に適合していた。

## 調 査 結 果

### 1 環境の常時監視結果

#### (1) 大 気

(単位 ; p g - T E Q / m<sup>3</sup>)

調 査 地 点		調 査 結 果 (年間平均値)	環 境 基 準 (年間平均値)
一般環境	山下町	0.0076	0.6 以下
	平川町	0.0041	
発生源周辺	小野地区	0.017	
	西別府地区	0.018	

#### (2) 水 質

##### ① 河川水

(単位 ; p g - T E Q / L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
脇田川 (南田橋)	0.030	1 以下
永田川 (新永田橋)	0.070	
和田川 (潮見橋)	0.042	

##### ② 地下水

(単位 ; p g - T E Q / L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
中山町	0.025	1 以下
谷山中央1丁目	0.024	
上谷口町	0.024	
春山町	0.024	

#### (3) 底 質

(単位 ; p g - T E Q / g)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準
脇田川 (南田橋)	0.29	150以下
永田川 (新永田橋)	0.20	
和田川 (潮見橋)	0.31	

#### (4) 土 壌

(単位 ; p g - T E Q / g)

調 査 地 点		調 査 結 果	環 境 基 準
一般環境	中山町	0.0055	1000以下
	谷山中央8丁目	0.012	
	上谷口町	0.037	
	春山町	0.025	
発生源周辺	吉野町	0.013	
	川上町	0.009	

2 廃棄物焼却炉等への立入検査結果

(1) 大気基準適用施設

(単位 ; n g<sup>注3</sup>-TEQ/m<sup>3</sup>N<sup>注4</sup>)

	工場・事業場の名称	測定日	調査結果	大気排出基準	適合状況
1	鹿児島市北部清掃工場 (2号炉)	R3. 11. 15	0. 020	0. 1以下	適合
2	鹿児島市南部清掃工場 (2号炉)	R3. 7. 13	0. 12	1以下	適合
3	アサヒプリテック株式会社 鹿児島事業所 谷山臨海工場	R3. 8. 2	0. 013	1以下	適合
4	日置市クリーン・リサイクルセンター (2号炉)	R3. 9. 2	0. 20	1以下	適合
5	株式会社 勝利商会 第一中間処理場	R3. 10. 27	1. 3	5以下	適合
6	株式会社 勝利商会 第二中間処理場	R3. 9. 27	0. 47	5以下	適合
7	株式会社 サニタリー リファイナリーセンター (バッチ式)	R3. 10. 20	0. 092	5以下	適合
8	永田重機土木株式会社	R3. 12. 14	3. 4	10以下	適合
9	株式会社 ヤクヤクリサイクル	R3. 8. 30	0. 63	10以下	適合
10	株式会社 新日本科学	R3. 12. 1	0. 050	10以下	適合
11	光建設 株式会社	R3. 12. 20	0. 97	10以下	適合
12	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門九州研究拠点	R3. 9. 8	0. 0039	5以下	適合
13	医療法人愛仁会 植村病院	R3. 10. 22	0. 88	5以下	適合
14	鹿児島市平川動物公園	R3. 12. 3	0. 014	10以下	適合
15	株式会社 大進産業 (回転式)	R3. 8. 23	0. 14	10以下	適合

(2) 水質基準適用事業場

(単位 ; pg-TEQ/L)

工場・事業場の名称	測定日	調査結果	水質排出基準	適合状況
鹿児島市南部処理場	R3. 10. 18	0. 00019	10以下	適合

注1 pg (ピコグラム) は重さの単位で、1 pgは1兆分の1gである。

注2 TEQとは、「毒性等量」を意味し、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い2, 3, 7, 8-TCDD (四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン) の毒性に換算して表したものである。

注3 ng (ナノグラム) は重さの単位で、1 ngは10億分の1gである。

注4 m<sup>3</sup>Nは体積の単位で、1 m<sup>3</sup>Nは0℃、1気圧の状態の気体1 m<sup>3</sup>を表す。